

経営指導検討会議設置要領（例）

第1 目的

この要領は、（融資機関名）における農業負債整理関係資金（農業経営負担軽減支援資金、経営体育成強化資金）の借入者の経営改善が着実に進むとともに経営改善計画の早期達成を図るために、経営指導検討会議（以下「経営指導検討会議」という。）を設置し、その運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 構成

経営指導検討会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

- 1 ○○農業協同組合
- 2 ○○県民局農林水産事業部農業振興課
- 3 ○○農業普及指導センター
- 4 ○○市町村
- 5 ○○市町村地域担い手育成総合支援協議会
- 6 農林中央金庫岡山支店
- 7 株式会社日本政策金融公庫岡山支店
- 8 岡山県農業信用基金協会
- 9 その他関係機関

第3 指導事項等

経営指導検討会議は、借入者に係る毎年の経営状況報告、指導実績等を踏まえ、経営上の問題点の調査・分析等を行い、経営改善計画が早期に達成されるよう適宜適切な指導を行うものとする。

- 1 借入者の目標達成等に関すること。
 - (1) 借入者の経営実績
 - (2) 経営改善計画の達成状況
 - (3) 借入者の技術及び能力
 - (4) 経営改善計画達成に向けての問題点及び改善方策等
 - (5) 営農指導の実施状況の点検及び今後の指導体制
- 2 今後の経営改善の見通しに関すること。
- 3 関係機関の意見に関すること。
- 4 その他必要な事項に関すること。

第4 運営等

- 1 経営指導検討会議に会長を置く。

- 2 会長は、関係融資機関〇〇長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、必要に応じて経営指導検討会議を招集し議長となる。
- 4 経営指導検討会議は、原則として会議方式により行うものとする。
- 5 経営指導検討会議の決定は、原則として出席構成員の全員の一致によるものとする。
- 6 経営指導検討会議の事務局は、関係融資機関が担当する。

第5 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、経営指導検討会議の運営等について必要な事項は、会長が定めるものとする。
- 2 第2の構成に係る機関・団体(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金にかかる経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。